

平成十八年十月

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の説明書

外務省

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	総則(第一章)	一
2	物品の貿易(第二章)	二
3	原産地規則(第三章)	三
4	税関手続(第四章)	五
5	貿易取引文書の電子化(第五章)	六
6	相互承認(第六章)	六
7	サービスの貿易(第七章)	七
8	投資(第八章)	九
9	自然人の移動(第九章)	一
10	知的財産(第十章)	一
11	政府調達(第十一章)	二
12	競争(第十二章)	三
13	ビジネス環境の整備(第十三章)	三
14	協力(第十四章)	三
15	紛争の回避及び解決(第十五章)	四

16	最終規定（第十六章）	一五
17	附属書	一五
18	実施取極	一九
三	協定の実施のための国内措置	一九

一 概説

1 協定の成立経緯

平成十五年十二月の我が国とフィリピンとの間の首脳会談において、二国間の経済上の連携に関する協定の交渉を開始すること、意見が一致したことを受け、平成十六年二月より両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成十八年九月九日にヘルシンキにおいて、我が方小泉内閣総理大臣と先方アロヨ大統領との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、フィリピンとの間の経済上の連携を図るため、貿易及び投資の自由化及び円滑化、ビジネス環境の整備、二国間協力等について定めるものである。この協定の締結により、両国間における経済上の連携が強化されることを通じ、両国の経済が一段と活性化され、また、両国間の関係がより一層緊密化されることが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文百六十五箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、それらの概要は、次のとおりである。

1 総則（第一章）

- (1) 協定の目的について定める。（第一条）
- (2) 協定における用語の一般的定義について定める。（第二条）
- (3) 各締約国が協定の対象となる事項に関する法令、行政上の手続等を公に利用可能なものにする事等について定める。（第三条）
- (4) 各締約国が協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令につき、その制定の契機となった事情が存在しなくなった場合等に、その法令の改正又は廃止の可能性を検討する旨定める。（第四条）
- (5) 各締約国政府は、自国の法令に従って、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める旨定める。（第五条）
- (6) 締約国政府の権限ある当局は、申請が提出された後合理的な期間内に、決定を申請者に通知し、申請者の要請に応じ、当該申請

の処理状況に関する情報を提供すること等について定める。(第六条)

(7) 各締約国は、関係当局による行為について、公平な、かつ、独立した審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、国内法令に従い司法上の救済手段を利用可能とする旨定める。(第七条)

(8) 各締約国が協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止する旨定める。(第八条)

(9) 一方の締約国は、国内法令に従い、他方の締約国が提供した情報の秘密性を保持する旨定める。(第九条)

(10) 協定に別段の定めがある場合を除くほか、協定の規定は租税に係る課税措置については、適用しないこと等について定める。(第十条)

(11) 両締約国は、世界貿易機関設立協定等に基づく権利及び義務を再確認する旨定めるとともに、協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、世界貿易機関設立協定が優先する旨定める。(第十一条)

(12) 両締約国政府は、協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極を締結する旨定める。(第十二条)

(13) 両締約国政府の代表者で構成する合同委員会を設置する旨定める。(第十三条)

(14) 各締約国は、両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する旨定める。(第十四条)

2 物品の貿易(第二章)

(1) 第二章における用語の定義について定める。(第十五条)

(2) 両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする旨定める。(第十六条)

(3) 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える旨定める。(第十七条)

(4) 一方の締約国は、附属書一の自国の表において指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる旨定める。(第十八条)

(5) 世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する旨定める。(第十九条)

- (6) 一方の締約国は、自国から他方の締約国に輸出される産品について課される税を撤廃するため、最善の努力を払う旨定める。
(第二十條)
- (7) 一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないいかなる非関税措置も新設し、又は維持してはならない旨定める。(第二十一條)
- (8) 一方の締約国は、他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が増加した数量で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害等を引き起こす重要な原因となつており、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要最小限度の範囲において、緊急措置をとることができる旨定める。(第二十二條)
- (9) 第二章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一條の規定を準用する旨定める。(第二十三條)
- (10) 第二章のいかなる規定も、締約国が国際收支上の目的のために措置をとること及び国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げない旨定める。(第二十四條)
- (11) 合同委員会は、協定の効力発生の日物品の貿易及び原産地規則に関する運用上の手続規則を採択する旨定める。(第二十五條)
- (12) 物品の貿易に関する小委員会の任務等について定める。(第二十六條)
- (13) 両締約国は、輸出される中古の四輪自動車であつて両締約国が合意するものにつき、輸入締約国の安全及び環境に関する基準との適合性に係る適当な仕組みを利用することについて協力する旨定める。(第二十七條)
- 3 原産地規則(第三章)
- (1) 第三章における用語の定義について定める。(第二十八條)
- (2) 原産品について定めるとともに、産品の原産資格割合を算定する方式等について定める。(第二十九條)
- (3) 一方の締約国において産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみ

なす旨定めるとともに、原産資格割合を算定するに当たり、いずれかの締約国において生産される非原産材料の価額は、当該非原産材料の生産に使用される非原産材料の価額に限定することができる旨定める。(第三十条)

(4) 附属書二に定める品目別規則において特定の製品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該製品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該製品について適用される規則を満たしているか否かを考慮しない旨定める。(第三十一条)

(5) 産品は、単純な作業が行われることのみを理由として、附属書二に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を満たすものとしてはならない旨定める。(第三十二条)

(6) 他方の締約国の原産品が満たすべき積送基準について定める。(第三十三条)

(7) 一定の条件を満たす産品については、分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす旨定める。(第三十四条)

(8) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が製品の生産に使用される場合において、これらの材料が原産材料であるか否かについて決定する方式等について定める。(第三十五条)

(9) 間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条)

(10) 産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具であつて、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、一定の要件を満たす場合には、考慮しない旨定める。(第三十七条)

(11) 産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、考慮しない旨定める。(第三十八条)

(12) 船積み用のこん包材料及びこん包容器については、産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たつて考慮しない旨を定めるとともに、産品の原産資格割合を算定するに当たり、当該産品が生産される締約国

- の原産材料とみなす旨定める。(第三十九条)
- (13) 輸入締約国が、関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、原則として、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求すること等について定める。(第四十条)
- (14) 原産地証明書の発給等について定める。(第四十一条)
- (15) 各締約国は、輸出者等が、産品が輸出締約国の原産品でないことを知ったときは、当該輸出締約国の権限のある政府当局等に対し書面により遅滞なく通報すること等を行うことを自国の法令に従って確保する旨定める。(第四十二条)
- (16) 輸入締約国の税関当局は、関税上の特惠待遇を与えられて輸入される産品が原産品であるか否かを決定するため、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる旨定める。(第四十三条)
- (17) 輸入締約国の税関当局は、第四十三条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、輸出者又は生産者の施設を訪問することを通じて、産品が原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること等を輸出締約国に対して要請することができる旨定める。(第四十四条)
- (18) 輸入締約国の税関当局は、産品が原産品でないとき等は、当該産品に関税上の特惠待遇を与えないことができる旨定める。(第四十五条)
- (19) 各締約国は、第三章の規定に従って提供された秘密の情報の秘密性を自国の法令に従って保持する旨定める。(第四十六条)
- (20) 各締約国は、輸出者等が、虚偽の申告書等を提出した場合及び原産品でないことを知ったにもかかわらず通報することを怠った場合の適当な罰則、制裁、他の措置を維持し、又は定めることを確保する旨定める。(第四十七条)
- (21) 締約国間の連絡は、英語で行う旨定めるとともに、品目別規則の適用等に当たり、一般的に認められている会計原則に基づく適用可能な評価方法を適用する旨定める。(第四十八条)
- (22) 原産地規則に関する小委員会の任務について定める。(第四十九条)

4 税関手続(第四章)

- (1) 第四章の適用範囲について定める。(第五十条)
 - (2) 第四章における用語の定義について定める。(第五十一条)
 - (3) 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を自国において公に利用可能なものにすることを確保すること等を定める。(第五十二条)
 - (4) 両締約国は、それぞれの税関手続の簡素化及び調和のために協同の努力を払うことを定めるとともに、その目的を達成するために行うことについて定める。(第五十三条)
 - (5) 各締約国は、通過物品の通関を引き続き円滑に行う旨を定める。(第五十四条)
 - (6) 両締約国は、実施取極に定めるところにより、税関手続の分野において相互に協力し、及び情報を交換する旨を定める。(第五十五条)
 - (7) 税関手続に関する小委員会の任務等について定める。(第五十六条)
- 5 貿易取引文書の電子化(第五章)
- (1) 両締約国は、両締約国間の貿易取引文書の電子化の実現及び促進に関し協力する旨を定める。(第五十七条)
 - (2) 両締約国は、貿易取引文書の電子化に関する活動に従事する両締約国間の関連する民間の団体間の協力を奨励する旨を定める。(第五十八条)
 - (3) 両締約国は、貿易取引文書の電子化の実現に向けた進捗状況^{ちよく}について検討を行う旨を定める。(第五十九条)
- 6 相互承認(第六章)
- (1) 一方の締約国は、適合性評価手続について定める自国の制度に他方の締約国の適合性評価機関が参加することを認め、自国の登録当局による登録を受けた他方の締約国の適合性評価機関が実施する適合性評価手続の結果を受け入れる旨を定める。(第六十条)
 - (2) 第六章の適用範囲について定める。(第六十一条)
 - (3) 第六章における用語の定義について定める。(第六十二条)
 - (4) 一方の締約国の登録当局は、登録を申請する他方の締約国の適合性評価機関が、自国の関係法令等に定める登録基準を満たす場

合には、登録する旨定めるとともに、同登録基準を満たさなくなった場合には、登録を取り消すことができる旨定める。(第六十三條)

(5) 相互承認に関する小委員会の任務について定める。(第六十四條)

(6) 合同委員会が、協定の効力発生の日に相互承認に関する運用上の手続規則を採択する旨定める。(第六十五條)

(7) 第六章のいかなる規定も、締約国が健康若しくは安全の保護、環境の保全又は詐欺的な行為の防止のために適当と認める措置をとる権限を制限しない旨定める。(第六十六條)

(8) 第六章のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の適合性評価機関若しくは適合性評価手続の対象となる事業者等に対して強制的な措置をとることを承認するものではなく、また、他方の締約国の規格を受け入れる義務を課するものではないこと等を定める。(第六十七條)

(9) 各締約国は、自国に提供された情報の秘密性を保持し、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する旨定める。(第六十八條)

(10) 一方の締約国が、新たな又は追加的な適合性評価手続を導入する場合には、関係法令及び運用規則を特定するために関連の分野別附属書第二部を改正する旨定める。(第六十九條)

7 サービスの貿易(第七章)

(1) 第七章の適用範囲について定める。(第七十條)

(2) 第七章における用語の定義について定める。(第七十一條)

(3) 一方の締約国は、市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書六第一部の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える旨定める。(七十二條)

(4) 一方の締約国は、附属書六第一部の自国の特定の約束に係る表に記載した分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与える旨定める。(七十三條)

(5) 両締約国は、特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置に関する約束について交渉

- することができる旨定める。(第七十四条)
- (6) 各締約国は、特定の約束を附属書六第一部の自国の特定の約束に係る表に記載する旨定める。(第七十五条)
- (7) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、締約国が附属書六第二部の自国の表に記載する分野等に関する措置を除き、最惠国待遇を与える旨定める。(第七十六条)
- (8) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対する許可等に関連する措置が客観的な、かつ、透明性を有する基準に基づくこと等の基準に適合することを確保するよう努める旨定める。(第七十七条)
- (9) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し免許等を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国において与えられた免許等を承認することができる旨定める。(第七十八条)
- (10) 一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国のサービス提供者の要請があつた場合には、自国の法令等に関して、速やかに情報を提供すること等について定める。(第七十九条)
- (11) 一方の締約国は、自国内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり自国の特定の約束に反する態様で活動しないことを確保する旨定める。(第八十条)
- (12) 締約国は、第八十二条に規定する場合を除くほか、サービスの貿易に関連する經常取引のための資金の国際的な移転及び支払に對して制限を課してはならない旨定める。(第八十一条)
- (13) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、締約国は、サービスの貿易に対する制限を課し、又は維持することができる旨定める。(第八十二条)
- (14) 第七章のいかなる規定も、各締約国が、公衆の道德の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置等を採用し、又は実施することを妨げない旨定める(第八十三条)
- (15) 第七章のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反する情報の提供を要求すること、又は締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める一定の措置をとることを妨げること等を定めるものではない旨定める。(第八十四条)

(16) 一方の締約国は、第三国の者によって所有され、又は支配される他方の締約国の法人に対し、一定の場合には、第七章の利益を否認することができる旨定める。(第八十五条)

(17) サービスの貿易に関する小委員会の任務について定める。(第八十六条)

8 投資(第八章)

(1) 第八章の適用範囲について定める。(第八十七条)

(2) 第八章における用語の定義について定める。(第八十八条)

(3) 一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。(第八十九条)

(4) 一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与える旨定める。(第九十条)

(5) 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇等を与える旨定める。(第九十一条)

(6) 一方の締約国は、投資家の権利の行使及び擁護のため裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨定める。(第九十二条)

(7) いずれの締約国も、他方の締約国の投資家が投資活動を行うための条件として、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の要求を課し、又は強制してはならない旨定める。(第九十三条)

(8) 附属書七第一部の自国の表に記載された現行の措置については、内国民待遇等の義務は適用されないが、現状維持義務が課される旨定める。附属書七第二部の自国の表に記載する分野等については、内国民待遇等の義務は適用されず、現状維持義務も課されないが、一方の締約国が附属書七第二部の自国の表に記載された現行の措置を改正する場合は新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、一定の事項を他方の締約国に通報し、他方の締約国による要請に応じて誠実に協議を行う旨定める。(第九十四条)

(9) 締約国が収用等の措置をとる場合の条件及びこれらの措置に伴う補償の方法等について定める。(第九十五条)

- (10) 一方の締約国は、武力紛争等により自国内にある投資活動に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨定める。(第九十六条)
- (11) 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する資金の移転が、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する旨定める。(第九十七条)
- (12) 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国内にある当該投資家の投資財産から生じ、又はこれに関連する損害のてん補に係る契約等に基づいて支払を行う場合に、当該他方の締約国が行う承認について定める。(第九十八条)
- (13) 第八章のいかなる規定も、一方の締約国が、人命又は健康の保護等のために必要な措置等を採用し、又は実施することを妨げない旨定める。(第九十九条)
- (14) いずれの締約国も、一定の要件の下、一時的に資金の移転に関しセーフガード措置をとることができる旨定める。(第一百条)
- (15) 各締約国は、第八章の他の規定にかかわらず、信用秩序の維持のための措置を採用し、又は維持することができる旨定める。(第一百一条)
- (16) 一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める旨定める。(第一百二条)
- (17) 両締約国は、国内の労働法令において与えられる保護を弱め、又は低下させることにより投資を奨励することが適当でないことを認める旨定める。(第一百三条)
- (18) 第九十五条の規定は、収用を構成する租税に係る課税措置について適用する旨定める。(第一百四条)
- (19) 一方の締約国は、第三国の投資家が所有し、又は支配する他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、一定の場合には、第八章の利益を否認することができる旨定める。(第一百五条)
- (20) 投資に関する小委員会の任務について定める。(第一百六条)
- (21) 両締約国は、この協定の効力発生の後に、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決のための仕組みを設け

るために交渉を開始することを定めるとともに、この仕組みが存在しない間は、投資紛争の国際的な調停又は仲裁裁判所への付託は、両紛争当事者の同意を条件とする旨定める。(第百七条)

9 自然人の移動(第九章)

- (1) 第九章の適用範囲について定める。(第百八条)
- (2) 第九章における用語の定義について定める。(第百九条)
- (3) 各締約国は、一定の者について行う特定の約束を附属書八に記載する旨定める。また、いずれの締約国も、入国及び一時的な滞在を許可する自然人の数について制限を課し、又は維持してはならない旨定め、ただし、特定の約束の秩序ある実施のために、一方の締約国が他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在を規制するいかなる権利についても、妨げるものではない旨定める。(第百十条)

(4) 各締約国は、自然人の移動に関する要件及び手続を定め、公に利用可能なものにする旨定める。(第百十一条)

(5) 自然人の移動を円滑にするため、一方の締約国は、他方の締約国の自然人に対し免許等を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国において与えられた免許等を承認することができる旨定める。(第百十二条)

(6) 自然人の移動に関する小委員会の任務等について定める。(第百十三条)

(7) 第九章のいかなる規定も、各締約国が公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置等を採用し、又は実施することを妨げない旨定める。(第百十四条)

(8) 第九章のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反する情報の提供を要求すること、又は締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のための一定の措置をとることを妨げることを定めるものではない旨定める。(第百十五条)

(9) 両締約国は、この協定の効力発生の後五年ごとに、さらに両締約国が合意するときに、第九章の規定の実施及び運用等について見直しを行う旨定める。(第百十六条)

10 知的財産(第十章)

- (1) 両締約国は、知的財産の十分かつ無差別的な保護等を確保する旨定めるとともに、両締約国は、知的財産の分野における協力を発展させ、及び強化することを定める。(第百十七条)
 - (2) 第十章における用語の定義について定める。(第百十八条)
 - (3) 第百七条に規定する協力の分野及び形態等について定める。(第百十九条)
 - (4) 各締約国が、知的財産に関する行政上の手続を簡素化するよう努めること等について定める。(第百二十条)
 - (5) 知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するために各締約国がとる措置について定める。(第百二十一
条)
 - (6) 両締約国は、知的財産の保護についての啓発を促進するための必要な措置をとる旨定める。(第百二十二条)
 - (7) 各締約国は、特許出願人が権限のある当局に対しその出願を迅速に審査することができることを確保する旨定める。(第百二十三条)
 - (8) 各締約国は、貿易関連知的所有権協定に従い、意匠の保護について定める。(第百二十四条)
 - (9) 各締約国は、パリ条約及び貿易関連知的所有権協定に従い、商標の保護について定める。(第百二十五条)
 - (10) 各締約国が著作権及び関連する権利に関して負う義務について定める。(第百二十六条)
 - (11) 各締約国が自国の法令によって保護することができる植物の種類の数を増加させるよう努めることについて定める。(第百二十
七条)
 - (12) 各締約国は、自国の法令に従い、不正競争行為を禁止することを確保する旨定める。(第百二十八条)
 - (13) 各締約国が、税関当局が侵害物品の解放を停止する手続、損害賠償請求権並びに刑事上の手続及び刑罰を定める旨定める。(第
百二十九条)
 - (14) 知的財産に関する小委員会の任務等について定める。(第百三十条)
- 11 政府調達(第十一章)
- (1) 両締約国は、政府調達に関する措置について、内国民待遇及び最恵国待遇を与えることが重要であること並びに透明性を確保す

ることが望ましいことを認め、また、その公正かつ効果的な実施を確保する旨定める。(第百三十一条)

(2) 一方の締約国は、政府調達に関する措置についての有利な待遇等を第三国に与える場合には、他方の締約国と交渉を行う旨定める。(第百三十二条)

(3) 政府調達に関する小委員会の任務等について定める。(第百三十三条)

(4) 両締約国は、協定の効力発生の日の後できる限り早期に、遅くとも五年以内に、それぞれの政府調達市場の自由化を目的として交渉を行う旨定める。(第百三十四条)

12 競争(第十二章)

(1) 各締約国は、反競争的行為に対する取組により競争を促進するために適当と認める措置をとる旨定める。(第百三十五条)

(2) 両締約国は、反競争的行為に対する取組により競争を促進することに関して協力する旨定める。(第百三十六条)

(3) 第十五章に定める紛争解決手続は、第十二章の規定については、適用しない旨定める。(第百三十七条)

13 ビジネス環境の整備(第十三章)

(1) 一方の締約国は、自国の区域内で事業活動を遂行する他方の締約国の者のためのビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとる旨定める。(第百三十八条)

(2) ビジネス環境の整備に関する小委員会の任務等について定める。(第百三十九条)

(3) ビジネス環境の整備に関する協議グループを設置する旨定める。(第百四十条)

(4) ビジネス環境の整備に関する連絡事務所を指定する旨定める。(第百四十一条)

(5) 一方の締約国は、外交上の経路を通じ、他方の締約国の区域内で自国の者の事業活動に悪影響を及ぼしていると認める問題を解決するための措置を要請することができる旨定める。(第百四十二条)

(6) 第十五章に定める紛争解決手続は、第十三章の規定については、適用しない旨定める。(第百四十三条)

14 協力(第十四章)

(1) 両締約国は、相互の利益のための協力を促進する旨定めるとともに、協力の分野について定める。(第百四十四条)

- (2) 第十四章に基づく協力の範囲及び形態は、実施取極で定める旨定める。(第四百四十五条)
 - (3) 第十四章に基づく協力の実施は、各締約国の資金の利用可能性及び関連法令に従うことを条件とする旨定めるとともに、当該協力を要する費用は、両締約国間で可能な限り衡平な方法で負担する旨定める。(第四百四十六条)
 - (4) 協力に関する小委員会の任務等について定める。(第四百四十七条)
 - (5) 第十五章に定める紛争解決手続は、第十四章の規定については、適用しない旨定める。(第四百四十八条)
- 15 紛争の回避及び解決(第十五章)
- (1) 第十章の適用範囲について定める。(第四百四十九条)
 - (2) 紛争の回避を目的として、一方の締約国は、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる旨定める。(第四百五十条)
 - (3) いずれの締約国も、あつせん、調停又は仲介を書面により随時要請することができる旨定める。(第四百五十一条)
 - (4) いずれの一方の締約国も、他方の締約国が協定に基づく義務に違反する措置をとった等の結果、自国の利益が侵害されている等と認める場合には、他方の締約国に対し、紛争を解決することを目的として、書面により協議の要請を行うことができる旨定める。(第四百五十二条)
 - (5) 仲裁裁判所の設置について定める。(第四百五十三条)
 - (6) 仲裁裁判所の任務について定める。(第四百五十四条)
 - (7) 仲裁裁判手続について定める。(第四百五十五条)
 - (8) 仲裁裁判手続の停止及び終了について定める。(第四百五十六条)
 - (9) 仲裁裁判所の裁定の実施について定める。(第四百五十七条)
 - (10) 仲裁裁判所の費用について定める。(第四百五十八条)
 - (11) 仲裁裁判所に関する詳細及び手続については、合同委員会が採択する手続規則の定めるところによる旨定める。(第四百五十九条)

条)

16 最終規定（第十六章）

- (1) 協定の目次並びに章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されているものであり、協定の解釈に影響を及ぼすものではない旨定める。（第六十条）
- (2) 両締約国は、協定の実施並びにその実施及び運用についての一般的な見直しを二十一年に行うものとし、その後においては五年ごとに行う旨定める。（第六十一条）
- (3) 協定の附属書及び注釈は、協定の不可分の一部を成す旨定める。（第六十二条）
- (4) 協定の改正について定める。（第六十三条）
- (5) 協定の効力発生について定める。（第六十四条）
- (6) 協定の終了について定める。（第六十五条）

17 附属書

- (1) 両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の対象品目、条件等について定める。（附属書一）
これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による関税撤廃等の概要

(イ) 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約九千二百七十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約七千四百六十品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは約七百九十品目、関税の引下げ等その他の扱いとなるものが約千二百品目になる。

分野別では、鉱工業品約六千九百二十品目のうち、約百二十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品約二千三百四十品目のうち、約八百六十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、関税割当の設定、除外品目又は再協議の各分類で対応する。

(ロ) 主要品目の概要

・ 生鮮のパイナップル（九百グラム未満）について、関税割当を設定する。（枠内税率は無税、関税割当数量は一年目千ト

ン、五年目千八百トン)

- ・ 生鮮のバナナ(小さい種類のもの)について、十年間で関税を撤廃する。
- ・ キハダマグロ、カツオについて、協定発効後五年間で関税を撤廃する。
- ・ 合板以外の林産品について、関税を十年間で撤廃する。

ロ フィリピンによる関税撤廃等の概要

(イ) 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約六千四十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約三千九百八十品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは約二千品目、関税の引下げ等その他の扱いとなるものが約七十品目になる。

分野別では、鉱工業品約四千九百六十品目のうち約六十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品約千八十品目のうち、五品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、関税割当の設定又は除外品目の各分類で対応する。

(ロ) 主要品目の概要

- ・ 生鮮の温帯果実(ぶどう、リンゴ、なし等)について、関税を即時撤廃する。
 - ・ ほぼすべての鉱工業品の関税を協定発効後十年以内に撤廃する。
 - ・ 鉄鋼につき日本からの輸入量の六十パーセント以上について関税を即時撤廃する(無税枠を含む)。
 - ・ フィリピンで生産されていない現地組立車用部品は関税を即時撤廃する。
 - ・ シリンダー容積が三千立方センチメートルを超える乗用車・バス・トラック等については、関税を原則二千十年に撤廃、シリンダー容積が三千立方センチメートル以下の乗用車は関税削減の後二千九十年に再協議する。
- (2) 品目別原産地規則について定める。(附属書二)
- (3) 原産地証明書の必要的記載事項について定める。(附属書三)
- (4) 相互承認の適用範囲並びに関係法令及び運用規則について定める。(附属書四)

(5) 金融サービスに関する第七章の補足規定について定める。(附属書五)

(6) 各締約国がサービスの貿易について行う特定の約束及びサービスの貿易についての最恵国待遇に関する規定が適用されない各締約国の措置について定める。(附属書六)

これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による特定の約束

実務サービス、通信サービス、建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス、流通サービス、教育サービス、環境サービス、金融サービス、健康に関連するサービス及び社会事業サービス、観光サービス及び旅行に関連するサービス、娯楽、文化及びスポーツのサービス並びに運送サービスに関する約束が掲げられている。

ロ フィリピンによる特定の約束

各分野に共通の約束として、外国人が所有する資本の持分に関連する措置、役員及び経営幹部に関連する措置等を掲げているほか、実務サービス、通信サービス、流通サービス、教育サービス、環境サービス、金融サービス、健康に関するサービス及び社会事業サービス、観光サービス及び旅行に関連するサービス並びに運送サービスに関する約束が掲げられている。

ハ 我が国による最恵国待遇の免除

フィリピン対し最恵国待遇を与えることが免除される分野として、海上貨物利用運送サービス、国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）、エネルギー・サービス及び漁業に関連するサービスを掲げている。

ニ フィリピンによる最恵国待遇の免除

我が国に対し最恵国待遇を与えることが免除される分野として、すべての分野に共通するもの（サービスを提供する自然人の入国及び一時的な滞在に関する措置）のほか、金融サービス（商業銀行、金融会社、投資会社）及び海上運送サービス（定期船貨物貿易）を掲げている。

(7) 投資についての内国民待遇、最恵国待遇及び特定措置の履行要求の禁止に関する規定により課される義務に適合しない措置にし各締約国が付する留保について定める。(附属書七)

これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による留保

農林水産業等、金融業、熱供給業、情報通信業、製造業、船舶の国籍に関する事項、鉱業、石油業、警備業、運輸業、上水道業の分野において、二十二の現行の措置に関する留保を行っているほか、すべての分野において、公的企業等の持分等の移転等、指定された企業等のみ認められている特定の活動及び補助金に関し三の将来の措置に関する留保を行っており、また、航空宇宙産業、武器・火薬産業、エネルギー産業、漁業、情報通信業、土地取引に関する事項、社会事業サービス等の分野において、七の将来の措置に関する留保を行っている。

ロ フィリピンによる留保

すべての分野において、会社の人事、水利権に関し二の現行の措置に関する留保を行っているほか、製造業、エネルギー産業、鉱業、コンドミニアムの所有、私有地の賃貸借、公有地等の所有等、海運業等の分野において十六の現行の措置に関する留保を行っており、また、漁業、農業、林業、製造業等の分野において、九の将来の措置に関する留保を行っている。

(8) 各締約国が他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在について行う特定の約束について定める。(附属書八)

これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による特定の約束

フィリピンの自然人であって、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者、日本国にある私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国に一時的に滞在する者及び看護師又は介護福祉士によって提供されるサービスに関連する活動に従事する者について、入国及び一時的な滞在を約束する。

ロ フィリピンによる特定の約束

日本国の自然人であって、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者、フィリピンにある私の機関との間の個人的な契約に基づき、フィリピンに一時的に滞在する者及び看護師又は介護福祉士によって提供されるサービスに関連する活動に従事する者について、入国及び一時的な滞在等を約束する。

18 実施取極

両締約国政府が協定を実施するための詳細及び手続を定める。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するため、関税暫定措置法の一部を改正する法律案が今次国会に提出される。なお、この協定を実施するための特別な予算措置は必要としない。